

平成24年第3回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

平成24年9月10日(月曜日)第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員(12名)

委員長 北谷文夫君

副委員長 水島美喜子君

委員 一ノ瀬弘昭君

委員 飯澤明彦君

増山裕司君

増井浩一君

多比良和伸君

土田政己君

小黒弘君

尾崎静夫君

沢田広志君

辻 勲君

(議長 東英男)

○欠席委員(1名)

委員 増田吉章君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文

砂川市監査委員	奥山昭
2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者	
副市長	角丸誠一
総務部長 兼会計管理者	湯浅克己
総務課長	安田貢
広報広聴課長	熊崎一弘
まちづくり協働課長	近藤恭史
税務課長	峯田和興
会計課長	福井哲生
市民部長	高橋豊
市民生活課長	福士勇治
社会福祉課長 兼子ども通園センター所長	橋正紀
介護福祉課長 兼ふれあいセンター所長	中村一久
経済部長	栗井久司
経済部審議監	田伏清巳
商工労働観光課長	河原希之也
農政課長	小林哲也
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
土木課長	荒木政宏
建築住宅課長	佐藤武雄
建築住宅課副審議監	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正人
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監 兼改築推進課長	氏家実
管理課長	山田基
医事課長	細川仁
地域医療連携課長	山川和弘
附属看護専門学校副審議監	佐々木裕二
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者	



開会 午後 1時39分

開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には水島美喜子委員を指名します。

休憩 午後 1時40分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 1時41分

○委員長 北谷文夫君 皆様のご協力をいただいて委員会を始めたいと思います。

その前に、議運で決まったようなので、ここまで上着着てきて、これ終わってから皆さんにご了解いただいてクールビズで脱ぐということに決まったようなので、暑いですから、脱いでください。

ここでお諮りをいたします。本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を開きます。

開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第5号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平

成 2 4 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 平成 2 4 年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第 4 号 平成 2 4 年度砂川市介護保険特別会計補正予算の 9 件を一括議題とします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款・項ごとに、続いて債務負担行為及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入・歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第 5 号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 5 号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 5 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 6 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 私の方からちょっと確認も含めてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、基本的な点は総括質疑で理解をいたしました。ただ、この改正理由の中に工業団地を含む工業地域の優遇策により企業進出の誘導をするとともに、工業地域以外の地域における立地に対しても支援を行うというふうに書いてあるものですから、例えば農産物の加工場とか、それから今建設もありますけれども、ソーラーパネルの設置とか、そういうのが農村地域などでも行われているわけですが、そういうことにも支援策はこの条例は適用になるのかどうかを伺いたいと思う。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 条例の制定の理由のところにございます市街への誘導というか、支援というか、その部分でございますけれども、まずメガソーラー、太陽光の

関係につきましては、今の条例の中では対象業種となっておりません。それで、今のままでいきますと対象外の業種ということで、補助の対象にはなりません。それと、農産加工というか、製造業と、それから卸売業、そして運輸業というのが大きな産業分類の対象業種でありまして、それらに該当する部分については市街で工業団地、工業専用地域以外でもこの条例改正案が通りましたら対象になるということでございます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。それでは、この条例ではメガソーラーは対象にならないということを確認してよろしいのですね。しかし、同時に、工業地以外でも今言われたようなことが条件がそろえば、この条例が適用になるというふうに理解していいですね、そうですね。

それでは、終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 さっきの総括で、市長は工業団地ではなくて工業地域だけだとおっしゃったように僕は聞いたのですが、今の話だと違うところでもいいということですよ。これはどうなるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 私あのとき申し上げましたのは、土地のほうの取得について申し上げました。建物については、準工業地域が新たに拡大、それからその他地区として白地のところも一部含まれるようなことになってございます、建物については。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 たしかその他の地域も、全部ではないけれども、項目によってはあったと思うのです。それは、全地域どこでもいいということになるのかどうかなのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 まず、お話としては用地と建物建設と2種類ございまして、今前段で申し上げた工業地域ですか、工業団地を含む工業地域のほうは用地のほう、それが対象になるということで、建物については工業地域、それから工業専用地域、市内その他の地域ということで、そこはそれぞれ補助率によって対象になるということでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 防災会議ということそのものにちょっと不勉強でありまして、この防災会議というのはこれまでどんなようなときに開かれていたのかというのをまずお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 防災会議の開催につきましては、防災計画の見直しの際に所掌事務として防災計画を作成していただくのが防災会議の事務でございますので、そういった際に招集、審議いただきました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、防災会議や計画のときだけに集まってもらっているということをお話しされたのだと思うのですけれども、今度はどういうふうに防災に関する重要事項の審議というふうなことが、それは前だったらある程度わかるのです。ただ、ここの前の条例のときでも、例えば災害が発生した場合において当該災害に関する情報の収集というのが前の条例なのです。つまり計画だけではなくて、現に災害が発生したときでもこの防災会議は開かれるというふうに読み込めるのではないかと思うのです。ところが、今までは計画のときだけ集まって会議を開いているということなのですけれども、そこのところはどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回の国の災害対策基本法の一部改正の趣旨でございますけれども、そこには防災会議と災害対策本部の役割を明確化しようというものがございます。実際に災害が発生した場合、緊急招集、その対応に乗り出すのはまさに災害対策本部でありまして、防災会議の皆さん方については基本これまでも防災計画の作成という役割を担っていただいておりますので、今後はその法改正の趣旨にのっとり、災害発生時には対策本部がその任に当たるといった位置づけでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これまでは災害に関する情報の収集だったものが、これからは防災に関する重要事項の審議というふうになっているのですが、これはどういう変わり方なのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 防災会議の役割につきましては、やはり防災計画改正の際にお集まりいただくと、まさに作成していただくということになりますが、今回の第2号、第3号の改正に伴い、何か市長のほうで防災会議の皆さんの意見を賜りたいということがあれば、そこで諮問、諮っていくということでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 例えばどんなことですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 基本的に防災計画にほとんど多くのことが盛り込まれるでありますから、どのような際に諮問、審議ということになるかという具体例は非常に難しいのですが、例えば道のほうで防災計画を改正する、そのときにもしも砂川市の意見を聞かせてほしいと、直接的に砂川市の防災計画ではなく道のことについて検討を要するというようなことが生じれば、この砂川としての意見については専門的な皆様のご意見を賜るということがあるかと存じます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それから、新たに委員に委嘱されるという人の中で自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちからというふうにありますけれども、自主防災組織というのは何らかの法の何かとか、あるいはどういう組織がここに当たるのかということなのですけれども、その辺はどうですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 自主防災組織につきましては、現在砂川市で申しますと5つの町内会において自主的に結成していただき、災害が発生したときには地域としてのまさに共助というような観点で助け合っていたとということで5つの町内会で結成されてございます。この新たな条例改正に基づいて、そういった方にもこの委員に入っていたらと考えるとでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりこれ別に法律でどうのこうのと定められたものではなくて、自分で自主防災組織と手を挙げたら、この委員になる可能性があるというふう考えていいのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 自主防災組織の届け出に関しましては、これは直接には消防のほうになってまいりますので、町内のほうでこれをつくるということになれば、消防のほうに届け出ていただいて、そして結成という運びになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今後多分市長も防災に力を入れていこうとしている方とっていて、お

まけにこの条例の中できちっと自主防災組織というふうに出たてくるわけですね。当然法律が変わったからということなのだろうとは思いますが、砂川市としては今後自主防災組織という考え方でいいけれども、これは今みたいに町内がうちやります、消防署に届けますと、こういう感じで、それを自主防災組織と呼ぶようにするのか、それとももう少し整備をしながら、ある程度の形が、どこもあそこもばらばらではなくてというようなイメージを持たれているのかというのを伺いたいのではと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 自主防災組織につきましては、それぞれの町内が基本的でありますので、必ずこういう形でつくっていただかなければならないという規定はないかと存じますが、基本的には例えば班単位で、こういった災害が起きたときには集団で避難するのですとか、例えば自主的に地域の防災訓練をさらに町内単位でやっていただくのですとか、そういったいろいろな活動があるかと思えます。砂川市としては、いろいろな機会を通じまして、先般の8月15日号の広報で防災の特集も載せておりますが、そういったところでも自主防災組織の必要性ということについて記事掲載させていただいておりますが、あらゆる機会を通じてその大切さを伝えてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 1点だけ質疑させていただきますが、私も電子情報処理そのものについては大変大事なことだと思っておりますし、それから先ほど情報漏えいの問題についても本会議で質疑がございました。その点は理解したのですが、実はこれまで電子情報処理で戸籍をした先進的な地域の中で大きな問題が起きている一つは、皆さんもご承知のとおり、年金のときに電子化処理して年金の漏れが物すごく起きたという問題があります。これと同じように、結局戸籍の全て、砂川市にある全てが電子化されるのか、あるいはある時期で切られて、例えば江戸時代のはだめとか、明治で切るとかいうふうなことでされて、古い情報がなくなってしまったというところがあるのです、電子化したところでは。ですから、その辺がちょっと私も心配なので、今砂川にある全ての戸籍がきちっと入力されるものなのかどうなのか。経費がかかるから委託するわけですから、そうすると古いのはもうここでいいのでないかというふうにして、今までは情報きちっとわかったのですけれども、その時点からある時点から先のことはわからないという実態が情報処理をやった地域では生まれているのがあるのです。その辺あたりの確認はされておられるのか。私は、するのであればぜひ砂川に残っている全ての戸籍を入力していただきたいと思いますが、その辺についての確認を含めてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今回電子化するデータにつきましては、今砂川市が持っている戸籍全てが対象になりますので、全国でそういった問題があるということを私まだ把握しておりませんが、砂川においては今持っているもの全てが電子化されますので、データとして今後管理されます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 ぜひそうしていただきたいなというふうに思っています。先般も私のところに、明治の初めのころに一の沢地域に入植した人のことの問い合わせがあったりして、本州から自分の先祖が砂川で亡くなっているとか砂川に住んでいるとかというのでお問い合わせあって、私もそういうことが割と好きなものですから、全部調べて、結果的にお寺さんに過去帳があってわかったのですけれども、非常に大事なことだと思うのです。戸籍やそういうものが古いものが消されてしまうと全然そういう歴史的なことがわけわからなくなるものですから、ところが全国的に聞くとそういうのが、結局膨大な量があると全部するには物すごくお金がかかるので、ある時期から古いのは切ってしまうということをや

られたところがあるのです。ですから、ぜひそういうことのないように、今砂川市の場合にはそういうことしないというふうに言われたのですが、改めて確認をしておきたいので、ぜひ全部入力してほしいと思いますけれども、再度確認しておきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現在の戸籍制度につきましては、明治4年から発足しております、それ以降、明治4年のときにもし紙戸籍ができたとしましたら、今140年紙戸籍が保存されているという状況にありますけれども、明治4年以降の戸籍で整備されたものの全てが対象になりますので、漏れなく電子化されます。

○委員長 北谷文夫君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 今ので引き続き、単純な質問なのですが、今は紙媒体で多分市役所に残っているのだと思うのですが、これが電子化された場合、そのもとはどうなるのかというのと、それから年金はたしか手打ちで誰かが打ち込んで間違いがあったと思うのですが、その辺は間違っていて打ち込むとかということがあり得るのかないのか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今あります戸籍につきましては、マイクロ撮影といひまして、早く言うと写真に撮って、そのものをデータ化していくという作業になります。そういったことをしますと、今ある紙の戸籍につきましては将来的には全部電子化されたもので処理していきますけれども、これにつきましては保存をしていくということになります。戸籍につきましては直接年金とは連動しておりませんが、例えば年金の受給者、年齢的なことで過去には年金の不正受給という事件がありましたけれども、そういったときには、電子化されますので、年齢による生存の確認ですとかというのは可能かと思ひます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

引き続き、済みません。電子化された後の今ある紙の戸籍につきましては、将来的に廃止することも検討していくことになります。

○委員長 北谷文夫君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 今聞くと手で写すとかというのではなくて、写真でもって記録をすることですから、難しい読めない字もそのまま残っていくので、記録間違いというのは多分ないのかなと思ひますけれども、ただもともとのものがなくなるというのはちょっと不安もあるのだけれども、それは法律というか、制度の中で処理されるのだと思ひますので、情報としてわかりました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これも電子化されて今まできている自治体の中で、つまり書き癖というか、名前でも僕は非常に単純な名前だから間違いようもないのですが、例えば難しい漢字とかって戸籍にあるだけみたいな名前ってあるではないですか、漢字の中でも、そういうものというのはこれから変わっていったりとかする。話では戸籍抄本、謄本という

呼び名も変わっていくとか。でもないのですか、何かそんなことも聞いてはいるのですけれども、電子化によってこれからいろいろ変わっていくことというのはさっきの総括では聞けていないので、ちょっと教えていただけますか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 紙媒体のものが電子化されるということで、戸籍法に基づくものにつきましては基本的には変わりはありません。ただ、電子化を機に、いろいろな漢字が使われておりますが、これは今は一定程度整理されているということがありまして、電子化の中で一般的に、例えば斉藤のサイという字なのですけれども、数多くの種類があります。そういったものを今一般的に使われている字にするということの作業がありますが、それにつきましては該当する方に対して告知書を送りまして、本人に確認しながら、電子化の中で統一するものは統一していく。あくまでも戸籍に登載されている字を使いたいということであれば、それはそれで告知書の返答に基づきまして処理していくこととなりますが、それが電算で取り扱えないということになってきますと、その方については残念ながら電子化の中では取り扱えないので、その部分については今までどおり紙の戸籍ということで保存していくということになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 名称が電子化によって変わるということはないですか。どこかの自治体でそれを僕は見たのだけれども、呼び名が変わるのです。それってないですか。僕きょう資料忘れてきたのだけれども、呼び名が変わるはずなのです。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 変わるとしましたら、現在ある戸籍付票、これが電子化されますと電子化されたものが現在の戸籍付票になります。なので、今ある紙の戸籍が改正前のもとの戸籍付票になりますので、呼び方としましては平成改製原戸籍、平成改製原付票といった呼び名に変わります。でも、中身は同じままで、電子化されたものが現在の戸籍付票になるという、もしかしたらそういう、名称の変更と言えとしましたらそういうことがあると思います。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、電子化をするときに、そこから抜けていった人とか、婚姻して抜けていってしまったとかという場合は、今度はそこには入っていない。電子化されたときには、そこはもう抜いて戸籍をつくるということもそうですか。つまりそうなったときには全体を知るのはどうすればいいのかということなのですかけれども。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現在の戸籍に記載されているものは、そっくりそのままそれが平成改製原戸籍になって、電子化されても内容は同じになります。ただ、今戸籍にいらっしゃる方全員が結婚されて抜けたら、あるいは亡くなって行って空っぽになってしまう

た場合は、除籍されますので、除籍簿のほうに移るということになります。

○委員長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時16分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開します。

市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 先ほどの説明の中で1点訂正したいのですが、名称について先ほどご質問がありました。その中で、実は戸籍謄本をとられたときに今後は全部事項証明、謄本については全部事項証明というふうになります。抄本が一部事項証明というふうに名称が変わるということですので、1点訂正いたします。今の戸籍でバツェンがついているものについては、新しい電子化されたものについては今いる方のみ電子化されますので、全部が必要な場合は現在戸籍と平成改製原戸籍と両方とっていただくという形になります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりそうだと、前よりも手数料が物によってかかってしまうということがあるのです。前ならそれだけで済んだのに、前のやつもとらなければだめだというようなことになるのかなというふうに思う。それはそうですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 おっしゃるとおり、そのようになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それはだめだという声もありますけれども、それで今原課の課長も間違えるほどですから、一般市民にとってみると本当に便利になるということと手数料が場合によってですけれども、多くかかってしまうとか、呼び名自体も変わってしまっていくとかということはなかなかわかりづらいことだと思うのです。そんな意味から、今後どういうふうな広報をどういう時期からしていくかということなのですから、それはどんなように考えていますか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今後導入に向けてのスケジュールの中で新年度から市民周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 新年度からで、先ほどの市長のお話でいくと、ほかはやめてもうちはやるのだというようなお話も、それきっと極端なことだと思うのですが、ただそういう可能性もあってもうちはやるというようなお話がありましたよね。あったのです。

〔「可能性のときはあのときは話していないけど」と呼ぶ者あり〕

そのときに、総括で聞いていますけれども、経費の問題ですけれども、これはやっぱり

少なくなればなるほど滝川に出すうちのお金というのは高くなっていくものなのかどうかということなのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現在5市5町で取り組んでおりますが、これが欠けていきますと均等割分が残った市町にかかってきますので、単純に経費はふえていきます。

〔「ちょっと誤解がありそうだな」と呼ぶ者あり〕

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 誤解があるなら今のうちに解いてしまったほうがいいのですけれども、私だけの誤解かもしれないけれども、ただ電子化というのは自分のところでやるよりは、はるかに広域でやったほうがいいと。でも、多比良委員の質問で、抜けていく場合があったとしてもやると。さっきはたしか千何百万とかと、1年間でその経費というお話がありましたけれども、これは予想しなくてもいいのか、もうほぼ皆さん首長さんたちの間ではみんなやるといふうにある程度確認はとれているのかどうかぐらいはちょっとお話しただいてもいいかなと。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 戸籍制度そのものにちょっと誤解があるようで、余り一般の方が戸籍をふだんとする機会がないものですから、押しなべて皆さん方は戸籍の内容がわからないと思うのですけれども、もともとバツテンついたものも転籍すると消えてしまうということになっていて、戸籍をとるときは必ず使用目的を書かなければならないのです。例えば一般例でいえば婚姻のため、婚姻のときにバツテンの戸籍はとりませんから、ちゃんと出すほうでわかっている、今一番多いのは、相続目的で来ると全員載っているの欲しいのですと言ったら、戸籍のほうで今の戸籍は出さないのです、消えているから。もとに戻って改製原という戸籍を出してきて、それで全員載っているか確認して出すというスタイルを一般的に。本人もわからないですから、兄弟これだけいたのだけれどもと言ったら、今の最新版に載っていないから、相続に使えないから、相続目的と書いてくれると戸籍の担当者というのは古い戸籍を出してきます。または、ここにはありませんと、転籍して北竜町のどこかにもとの戸籍あるから、そこの役場で相続目的で全員の載っている戸籍をとってください。本人である場合はそういうスタイルになるし、代書屋さんに大抵頼むので、代書屋さんは全部わかっている、その載っているやつを目的に探しに行くので、普通来るのは結婚か転籍、籍をそのままもう住んでいるところに移してしまおうと、一々砂川市にとりに来るの大変だというときには、バツテンついているやつはみんな消えてしまうのです、もともと。そういう趣旨なものですから、今話聞いていると、極端にこの改正によってなっていくように思われるのはちょっと違うかなと。とるのは厳格なものですから、使用目的って必ず書かされて、相続なのか、結婚なのか、相続となったら担当者はみんなわかりますし、個人で相続の手続する人は今ほとんどおられなくて、代書屋さんに頼むものです

から、ほとんど使われるのは相続か結婚か転籍か、戸籍をもし必要とする場合に就職とかそれぐらいがほとんどなものですから、そのときに就職目的だったら本人載っていればそれでオーケーですとか、抄本ですか、謄本ですかといったら、全員載っているやつを出すか、会社によって違うものですから、それで出していて、特殊な場合についてはほぼ代書屋さんか本人が相続目的と言ったら、現戸籍は原則出さないです。相続と言ったら、改製原の抜けていった人とか死んだ人もみんな載った戸籍でないと役に立たないものですから、そういう面で一般的には来られる方もわからないから、必ず窓口で相談されるスタイルになっているのです。だから、バツテンついているやつは今残すと聞いたので、従来からも転籍するとバツテンは消えてしまうものですから、それと何も変わらないし、従来もそうだった。今度の場合はそれ消すというから、残しておいても意味ないし、消えているほうがきれいでもいいのじゃないかと。ただ、記載事項は、いつ結婚によりと文面で載るものですから、そこで確認はとれるとかいろいろあるものですから、ちょっと話が違うほうにいったら、わからない者と知らない者で話しして誤解されると困るなど。

それと、本題に入ります。やっぱりこれ絶対しなければならぬ問題ですから、聞きますと現ある戸籍は全部入れると。ただ、本州に行った場合には、そのもとの戸籍は大抵北海道の場合は本州にありますので、どこまで残っているかは不明ですけども、砂川に来て残っている部分は残ることになっていますので、余りそんなに心配なさらなくてもよろしいかなと私は思っていますけれども、それと5市5町は抜けるという話は聞いていない。みんな合意をとって、これでいくと意思確認されたとは聞いています。そういうことでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。18ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、質疑ござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。20ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。22ページ、第6款農林費、第1項農業費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。24ページ、第7款商工費、第1項商工費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。26ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。28ページ、第10款教育費、第3項中学校費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。30ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第2項特別会計繰出金、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、債務負担行為について質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 債務負担行為のほうで確認のため1点質問します。今回戸籍電子データ作成委託ということで、5市5町のうちの砂川の割合という形で一応こういう形の金額が出ているのかなと思うのですが、全体的な経費と、それから5市5町の割合がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今回債務負担でご審議いただく砂川市の分は9,056万4,000円となっておりますが、今回データ移行にかかわる分で全体経費としましては5億2,668万円、このうち砂川市分が9,056万4,000円ということになります。

〔「割合」と呼ぶ者あり〕

済みません。割合でいいますと17.2%になります。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 各地域の割合ということでご質問したのですが、手元がないようですので、おいおいわかっていくことなのだと思いますので、今のところはこれでわかりました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この9,000万円、さっきの滝川との規約とこれとは連動しつつも、ばらばらなような感じがするので、ちょっと確認をするのですけれども、この9,000万円というのはうちの戸籍を電子化するためのお金ではなくて、5市5町で全体でやるのをどこかの業者が受けて、それがこの5億二千何百万あって、それが何かの割合で9,000万円になったということなのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 これは、あくまでも個別の経費でございまして、砂川市がデータ移行するために砂川市として業者に委託するときにこれぐらいの経費がかかるという見積もりがありまして、その中で今回債務負担の審議をいただいておりますということなんです。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 さっきの5億二千何百万というのは何になるの、そうしたら、何とこの債務負担行為の答弁と関係があるのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 広域で取り組む部分と各市町がそれぞれ電算会社とする部分とあります。共有の部分につきましては今後5市5町が負担する分と、各市町が持っている戸籍については各市町がそれぞれ電子化するということになりますので、今回債務負担のものについては各市町がそれぞれ自分たちの戸籍を電子化する委託です。それについては、もちろんほかの市町さんもそれぞれこのぐらいかかるという見込みの額が出ておりますので、その積み上げが先ほどの全体の額ということなんです。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だから、ちょっと整理なのだけれども、今は債務負担行為での質疑応答しているの。この9,056万4,000円というのは、あくまでもうちのデータをやるためのものと言っていますよね。だから、さっきの5億何千万の割合とは別に関係ないお金でしょう、これは。ということですよ。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 先ほどの割合については、直接は関係はございません。ただし、全部の中で砂川市がどれぐらいだということだったので、砂川市独自の金額が全体の中でどれぐらいあるかという数字でございまして、直接は関係ありません。ですから、例えばこの経費は、ほかのところが抜けたにしても砂川市の経費はこのままで変わりございません。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だから、さっきの規約で経費の部分でどうのこうのというのなら、でも5億といたらでかいな。つまり各市が電算化をするために必要だと思われる経費が5億何千万だという意味ですね。それってさっきの多比良委員の質問とは、そういう意味で聞いたの。

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

やっぱりそうだよね。では、わかりました。その仕組みはわかったのですけれども、この限度額はどういう算出で生まれてきているのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 作業といたしましては、今紙で持っているものを電子化する、新たな現在戸籍付票をつくるというのが9,639件ありまして、これの電子データ化に4,105万3,000円。今あるものが平成改製原戸籍になります。これのマイクロ撮影9,639件、これに570万7,000円。平成改製原付票、これにつきましても9,639件で285万4,000円。除籍とか改製原戸籍をデータ化するのに、これが2万4,407件ございまして、4,095万円。これで合計9,056万4,000円ということになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 聞いたのはそこではないのですけれども、つまりこれ入札とか何かがあったりするものなのかなのです。業者っていっぱいいるでしょう、こういうのって。さっき自分のところで入力したらどうなのですかという話はしたのですけれども、それは大変だからということで、これは業者の言われっ放しの値段かどうかということなのです。つまり積算根拠が何も無いわけでしょう。例えば公共事業だったりすれば、ある程度の労働単価とかと積み重ねて予算案というのが出てくるのだと思うのです。ところが、これってそういう根拠って何もなくて、ただ業者がこれだったらこのぐらいです、これが相場ですというまんでいってしまうということなのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 業者の選定に当たりましては、中空知広域圏戸籍システム共同運用協議会というのが設立されておりますが、その中でどういった業者の選定の方法がいいのかということで、とりました方法が指名型プロポーザルによる優先交渉業者の選定ということを行いました。この中では、こういった業務を行っている業者が主に4社ありましたので、そこに対してご案内をいたしまして、プロポーザルなので、こういったやり方という企画を出していただいて、その内容、経費的なものももちろんですけれども、システムのデモなどを担当者において行って、使い勝手のよさ、あるいは今後法改正があったときの対応、あるいは担当者に対する指導など総合的に判断いたしまして、現在の業者を優先業者として選定しておりまして、そのプロポーザルの中で出されてきた金額が先ほど示した金額になっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうだとすると、このプロポーザルで指名を受けた業者は5億何千万の仕事をとるとことなのだ。対砂川でやるのではなくて、5市5町全体でとって、きっとどこかで人口案分か、あるいは戸籍の数の案分か何かでこの九千何十万というのが出て

きたというふうに理解していいのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 そういった意味では、1市対1社のコストよりは5市5町、10市町で行いますので、そういった意味では10市町対1社ということですので、1市で業務を委託しようとするよりはコストがある程度軽減されての見積もりになっていると思っております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 すごくわかりづらい議論になってしまったのですけれども、つまり単独でそこと契約を結ぶわけではないのですか、こうやって聞けば一番わかるかな。5市5町で指名でプロポーザルで受けた1社と砂川市とは単独で契約を結ぶということなのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 それぞれのまちが持っている戸籍を電子化するのは、それぞれのまち対業者の契約になります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 すると、やっぱりこれ1社で、どこかうちは違うところとやってみようということは今まで考えたことがなかったのかどうかと、そういう場合ではなくて本当にうちのまちとほかの業者とという、そういうような見積もりみたいなものはとったことはないのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 先ほどの協議会の議論の中では、どういった戸籍システムを調達しようかという方法も検討されておりまして、例えばそれぞれのまちが1社と共同で調達するという方法と、今回とりますが、今回は共同で運用するという方法をとっております。そういったことも検討の中では踏まえながら、よりコストが削減できて、より運用しやすい方法ということで今回の共同運用というやり方をとっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりもう5市5町でやるということが大前提で事は運んでいるのですよね、そうですね。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 5市5町で共同で戸籍の電算化に取り組んでいくということで、もともとのスタートがそういうことでスタートしておりまして、協議会の中でもそういったことを踏まえながら協議をしてまいりました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、さっき市長おっしゃっていたどこがやめたらどうのこうのなんていうことは、話としてはありえようがない。もちろん首長がそう思っていたって、議会は絶対独力でやれという市町もあるかもわからないので、そういう危険性の話をしたという

ことで、これはこのまんま粛々いくというふうを考えていいということですね。市長をお願いします。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 私のほうでどこか抜けると言ったのではなくて、そういう場合どうするのだと聞かれたものだから、私は最初から5市5町、正直言いますとスタート時点で、小さい町村ほとんど戸籍発行しないのに、こんなに金かかるのかいというのはありましたけれども、最終的にはみんなでやりましょうとまとまっていっているんで、何でそんな話出るのかなと思いつつも、聞かれたから、ほかが抜けたってやりますよと、本音ですから、滝川と砂川市だけでも経常経費落とすためには構ってられないので、単独でやる気はないですから、極端に金高くなりますから。プロポーザルで受けた会社もシェア率が実績かなり高くて、ほとんど北海道はその会社が占めているはずなのです。安心ができて、機密が守れていて、ちゃんとできる実績のあるところで金が安いといったら、必然的にそこになるだろうとは思っていましたが、そのとおりプロポーザルで選んでくれたので、一番いい方法だったろうと思っています。話ちょっと、私もよくわからないで、何で聞くのだろうと思いつつも答えていたのですけれども、5市5町でやるということでは決まって進んでいて、前段には、滝川もつと経費持てとかという嫌な話も前段にはあったみたいですが、一応まとまって全部いくということで、砂川市が単独でやるよりははるかに安心で安い、それだけははっきりしていますので、この機会にぜひともやっていきたいなと思っています。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。8ページから14ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 平成24年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第5号から第9号まで、第

1号から第4号までの各議案の審査をすべて終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時45分

委 員 長